

議案第318号

大阪市自動車運送乗車料条例の一部を改正する条例案

大阪市自動車運送乗車料条例（昭和41年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「200円」を「210円」に改める。

第10条第2項中「500円」を「510円」に改める。

第15条を削る。

第16条中「ついて」を「関し」に改め、同条を第15条とする。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。
- 2 この条例の施行の際、現に通用している乗車券で通用期間の定めのあるものについては、その残余通用期間に限り、なお効力を有する。

平成25年11月 19 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

乗合自動車の乗車料金及び乗車券の書換え等に係る手数料を改定するとともに、過料に関する定めを廃止するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市自動車運送乗車料条例（抄）

（乗合自動車の乗車料金）

第2条 乗合自動車の乗車料金は、次に掲げる金額の範囲内において管理規程で定める。

(1) 普通料金

1 運転系統内の1回の乗車につき 200円
210円

(2)-(3) 省 略

2 省 略

（手数料）

第10条 省 略

2 前項の手数料は、500円以内において局長が定める。
510円

（過 料）

第15条 記名の乗車券（局長が別に定めるものを除く。）を他人に使用させた者に対しては、
1,000円以下の過料を科することができる。

（施行の細目）

第16条 この条例の施行について必要な事項は、局長が定める。

第15条 **関し**